

# 売払条件書

- 1 収納容器(木箱等)は、売払い品と共に請負者が引き取り廃棄物の処理及び清掃に関する法律により処分する。その必要経費は業者負担において処分するものとする。
- 2 秤量については、官側と調整・合意のもとに行うものとし、その必要経費は業者負担とする。
- 3 取引日時については、その7日前までに官側と調整すること。
- 4 輸送にあたっては、運搬途中における散逸を防止するための処置を講ずること。
- 5 物品は、請負者により解体するものとする。
- 6 解体処分は、国内において実施すること。
- 7 官側は必要に応じ、処分場において処分状況を確認する。
- 8 売払い物品は、官側指定場所からの受取りとする。
- 9 売払い物品積載は、請負者が担任するものとし、その際、荷役器材等を使用する場合は請負者負担により準備する。
- 10 請負者は、契約が決まった段階で作業工程表を提出し、官側と引取り日の調整を図るものとする。
- 11 その他疑義ある場合は官側と調整し、是正を図る。